

・第5回協議会では、下記の項目について審議予定である。

第1・2回 CNP協議会

- 第1回協議会
(R4.6.8)
 - ・趣旨
 - ・公募及びWGの説明
 - ・企業講演
- 第2回協議会
(R4.9.9)
 - ・先進企業の紹介
 - ・【2-2】
温室効果ガス
排出量の試算方法
 - ・【2-5】
次世代エネルギー
需要量の推計方法

第3回 CNP協議会 (R5.5.31)

- ◇審議事項
 - ・【2-2】
温室効果ガスの
排出量の推計
 - ・【2-4】
温室効果ガスの
排出量の削減目標
 - ・【2-5】
水素・燃料アンモニ
ア等の需要推計
 - ・【5-1】
港湾脱炭素化推進
計画の計画期間

第4回 脱炭素化推進協議会 (R5.8.31)

- ◇審議事項
 - ・【2-1】
港湾脱炭素化推進
計画の目標
 - ・【2-3】
温室効果ガスの
吸収量の推計
 - ・【3-1】
温室効果ガス削減・
吸収に関する事業
 - ・【3-2】
港湾・臨海部の脱炭
素化に貢献する事業

第5回 脱炭素化推進協議会 (R5.11月上旬)(予定)

- ◇審議事項
 - ・【4-1・4-2】
計画の達成状況の
評価等の実施体制・
手法
 - ・【6】
港湾脱炭素化推進
計画の実施に関し
港湾管理者が必要
と認める事項
 - ・港湾脱炭素化推進
計画（素案）

第6回 脱炭素化推進協議会 (予定)

- ◇審議事項
 - ・港湾脱炭素化推進
計画（最終案）

パブリックコメントの実施

※第5回脱炭素化推進協議会以降は検討状況により変更の可能性がある。

◆第5回協議会の議事内容（予定）

1. 計画の達成状況の評価等の実施体制・手法について…………… 1
2. 港湾脱炭素化推進計画の実施に関し港湾管理者が必要と認める事項について… 2
3. 港湾脱炭素化推進計画（素案）について…………… 8

1. 計画の達成状況の評価等の実施体制・手法

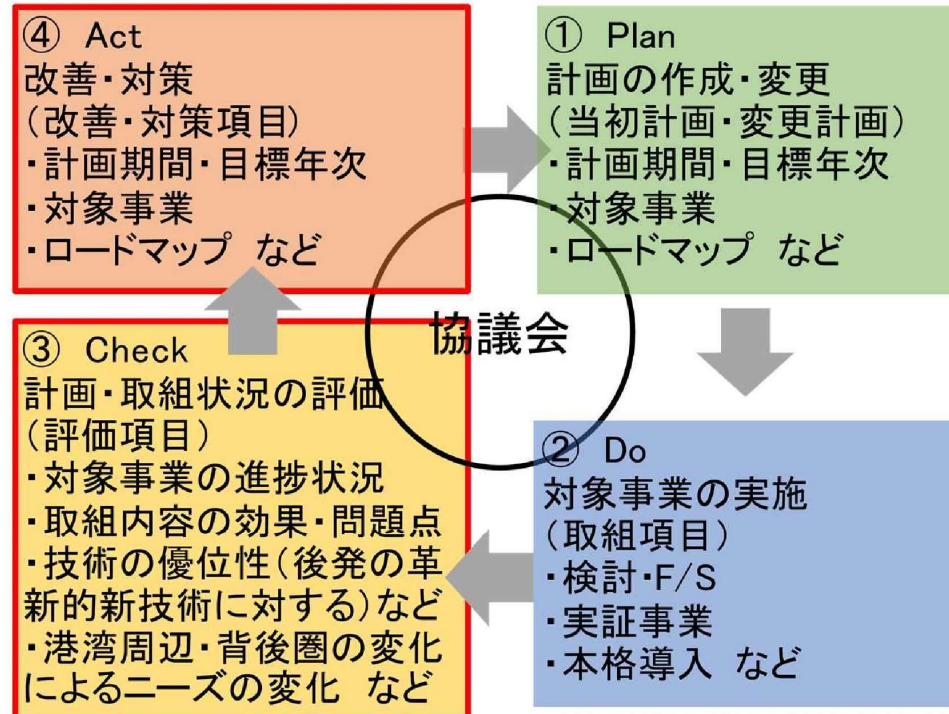
(1) 計画の達成状況の評価等の実施体制について

- ・計画の達成状況の評価等の実施体制について、マニュアルの記載では「港湾脱炭素化推進計画の作成後は、計画の目標及び港湾脱炭素化推進事業の進捗、発現した効果等について定量的に把握・分析するなど、定期的に港湾脱炭素化推進計画の達成状況の評価することが望ましい」となっている。
- ・**達成状況の評価の実施を推進する体制（協議会開催頻度、PDCAサイクルの回し方 等）について審議頂く。**

(2) 計画の達成状況の評価の手法について

- ・計画の達成状況の評価は、マニュアルの記載では「主要な港湾脱炭素化促進事業の進捗、港湾周辺の企業立地に大きな変化がある場合などの節目で適時適切に実施することが望ましい」となっている。
- ・**達成状況の評価する手法（評価の項目・タイミング・方法、計画の見直しの基準 等）について審議頂く。**

PDCAサイクルイメージ



動きの速い分野であるため、技術、市場、法令の変化に対応するために③計画・取組状況の評価、④CNP形成計画の改訂が肝要となる。

出典:「港湾脱炭素化推進計画」作成マニュアル2023年3月 国土交通省 港湾局 産業港湾課

2. 港湾脱炭素化推進計画の実施に関し港湾管理者が必要と認める事項

- ・港湾脱炭素化推進計画作成マニュアルに示されている、計画に記載する項目は以下のとおりであるが、仙台塩釜港における各項目の現状及び記載内容については、第5回協議会にて整理を行う。

(1) 港湾における脱炭素化の促進に資する将来の構想について

- ・港湾脱炭素化促進事業として記載するほどの熟度はないものの、中期・長期的に取り組むことが想定される脱炭素化の取組について、仙台塩釜港における脱炭素化の促進に資する将来構想について記載する。

(2) 脱炭素化推進地区制度の活用等を見据えた土地利用の方向性について

- ・港湾・臨海部に集積するCO2多排出産業において、水素・アンモニア等のエネルギーの導入が進むことが想定されることから、既存ストックを有効活用しながら効率的・効果的に土地利用の転換を図り、港湾・臨海部における脱炭素化の取組を促進することが期待される。
- ・そこで、水素・アンモニア等のエネルギーの導入に伴う、埠頭再編を含む土地利用の方向性について記載する。

(3) 港湾及び産業の競争力強化に資する脱炭素化に関連する取組について

- ・環境面での港湾脱炭素化促進事業以外の港湾及び産業の競争力強化に向けた方策について記載する。

(4) 水素・アンモニア等のサプライチェーンの強靱化に関する計画について

- ・水素・アンモニア等のサプライチェーンを維持する観点から、水素・アンモニア等の供給に必要な施設（岸壁、物揚場、栈橋及びこれに付随する護岸並びに当該施設に至る水域施設沿いの護岸、岸壁、物揚場）について、必要な対策等について記載する。

(5) ロードマップについて

- ・港湾脱炭素化推進計画の目標達成に向けては、港湾脱炭素化推進協議会において、関係者が仙台塩釜港における取組の全体像を共有し、実現に向けての課題や取組方針、各者の役割等について共通認識を持つことが重要である。特に、水素・アンモニア等の活用等、多くの関係者が関与する取組については、取組全体を俯瞰した調整が重要となる。
- ・そこで、仙台塩釜港における全体的な取組内容や取組スケジュールを明らかにするため、港湾脱炭素化推計計画の達成に向けてのロードマップを作成する。

2. 港湾脱炭素化推進計画の実施に関し港湾管理者が必要と認める事項

(1) 港湾における脱炭素化の促進に資する将来の構想について

・ 港湾脱炭素化促進事業として記載するほどの熟度はないものの、中期・長期的に取り組むことが想定される脱炭素化の取組について、仙台塩釜港における**脱炭素化の促進に資する将来構想**について記載するもの。

【参考：他港事例】

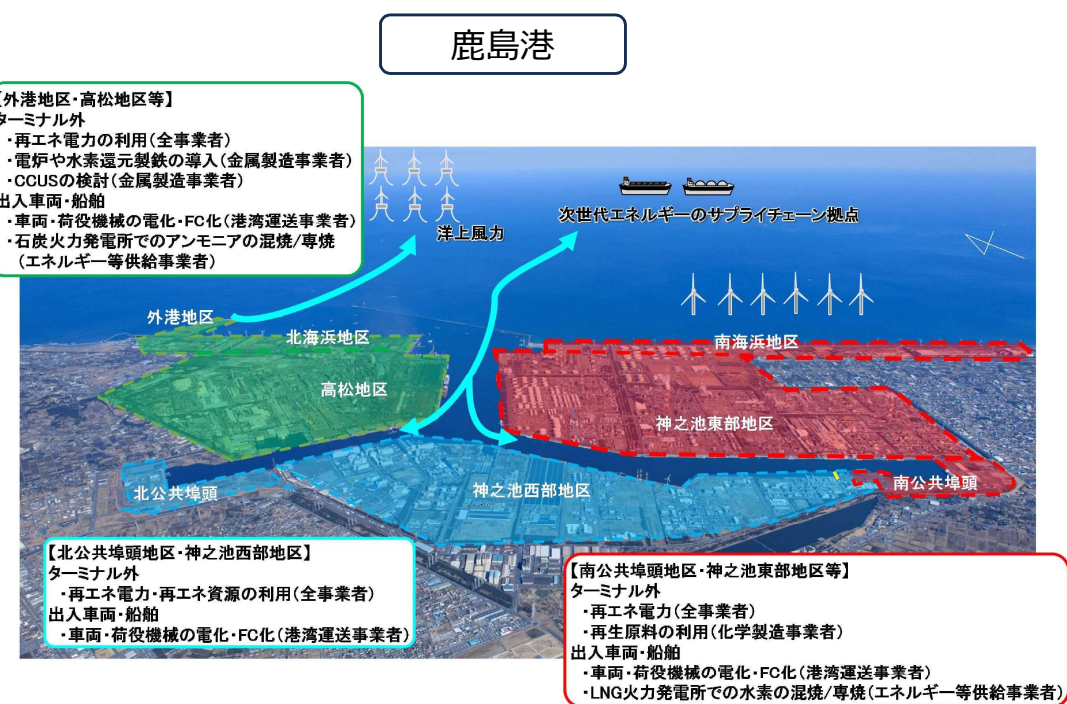


図 8 港湾の脱炭素化に関する将来構想位置図

出典：鹿島港港湾脱炭素化推進計画 令和5年3月 茨城県(鹿島港港湾管理者)



図 16 港湾の脱炭素化に関する将来構想位置図

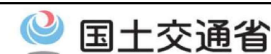
出典：茨城港港湾脱炭素化推進計画 令和5年3月 茨城県(茨城港港湾管理者)

2. 港湾脱炭素化推進計画の実施に関し港湾管理者が必要と認める事項

(2) 脱炭素化推進地区制度の活用等を見据えた土地利用の方向性について

- ・港湾・臨海部に集積するCO2多排出産業において、水素・アンモニア等のエネルギーの導入が進むことが想定されることから、既存ストックを有効活用しながら効率的・効果的に土地利用の転換を図り、港湾・臨海部における脱炭素化の取組を促進することが想定される。
- ・そこで、水素・アンモニア等のエネルギーの導入に伴う、埠頭再編を含む土地利用の方向性について記載するもの。

脱炭素化推進地区における構築物用途規制の柔軟化



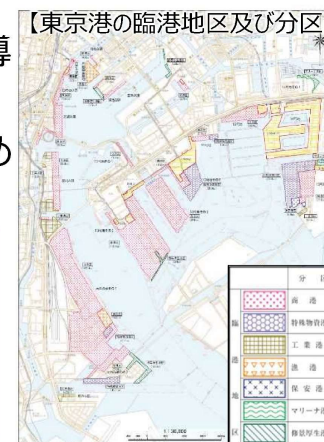
背景・必要性

- ▶ 港湾管理者は、臨港地区(港湾に管理運営に必要な地区)内の土地利用を誘導するため、目的に応じて定めた分区毎に条例で構築物用途を規制 (分区制度)
- ▶ 他方、現行制度は、分区内の一部の規制緩和や分区の種類追加ができないため、水素等の供給や利用のための土地利用のニーズにうまく対応できない

【課題】 新たな土地利用ニーズ(水素等の危険物取扱施設の設置等)への対応

- ・危険物取扱施設は、多くの港湾で一部の分区を除き、建設を禁止
- ・一方、開発余地を生み出す埋立事業が減少傾向※にあり、既存の土地の活用が必要

※【我が国港湾で造成された埋立地面積】 1975年：3,109.6ha ⇒ 2015年：156.6ha (出典) 国土交通省港湾局調べ



改正内容

分区内の構築物用途規制について、分区内の一部区域(港湾管理者が定める脱炭素化推進地区)においては、水素等の供給、利用等の促進のため必要な場合に、**当該規制の一部を緩和又は強化できる制度**を創設
⇒ 企業等のニーズを踏まえた、きめ細かな規制の導入により、港湾周辺の効果的な土地利用を誘導

規制の緩和イメージ (○：建設可 ×：建設禁止)

現在の用途規制

A港商港区

物流倉庫：○
工場：×
水素ステーション：×



新制度を活用した用途規制

A港商港区

物流倉庫：○
工場：×
水素ステーション：×

脱炭素化推進地区内

物流倉庫：○
工場：×
水素ステーション：○

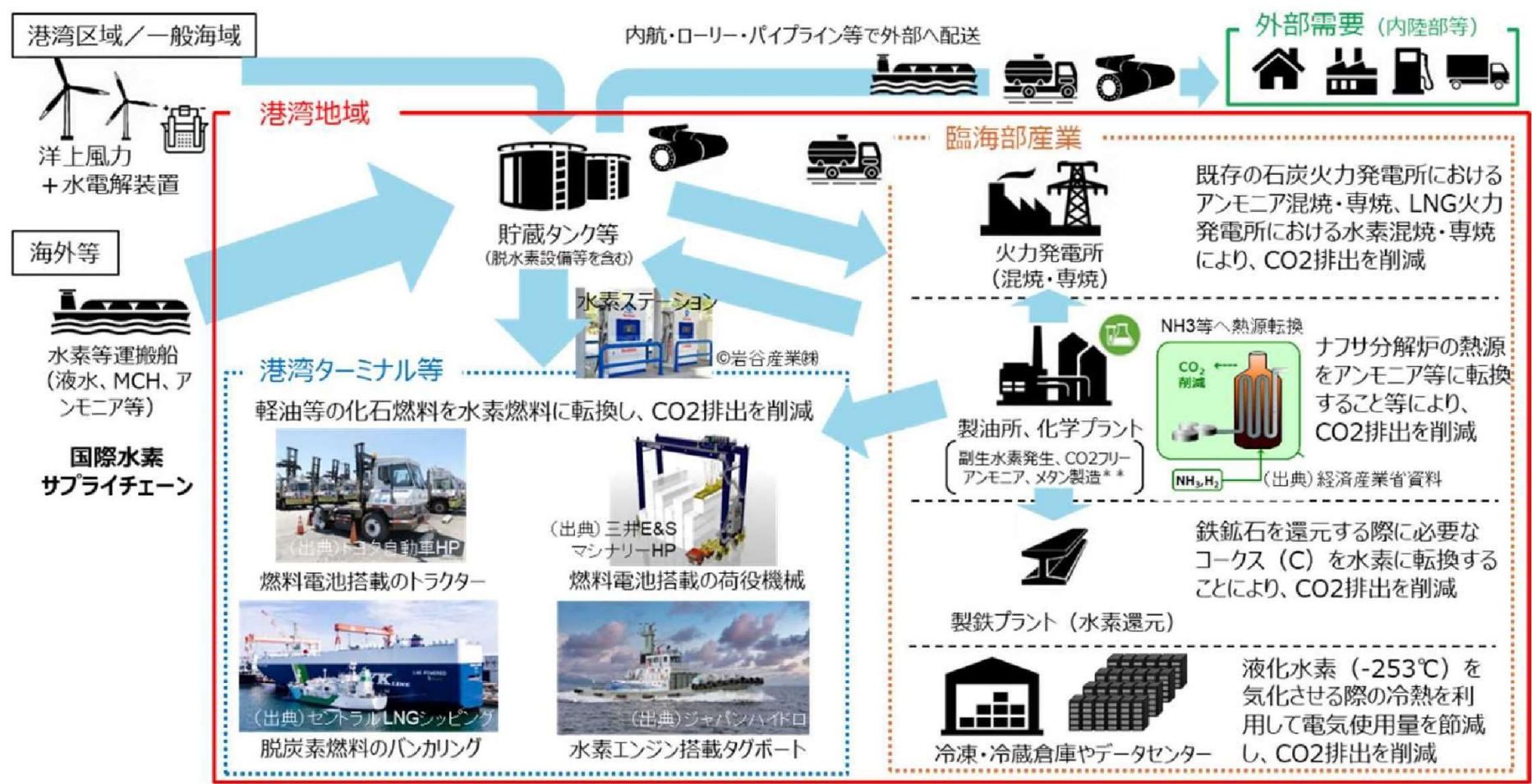
規制を緩和する構築物(例)

港湾物流車両用の水素ステーション(イメージ)
(出典) 豊田エア・リキッド・ハイドロジェンエナジー(株) 10

2. 港湾脱炭素化推進計画の実施に関し港湾管理者が必要と認める事項

(3) 港湾及び産業の競争力強化に資する脱炭素化に関連する取組について (1)

・環境面での港湾脱炭素化促進事業以外の港湾及び産業の競争力強化に向けた方策について記載するもの。
 (具体例として、産業部局との連携による水素・アンモニア等を活用する企業の誘致。特に、多様な荷主の貨物を取扱うコンテナターミナルについては、環境への取組を積極的に公表することで、環境志向の強い荷主からの集荷につながることも期待される)



(出典) 資源エネルギー庁資料を元に国土交通省港湾局作成

図 13: 港湾地域を中心とした水素・アンモニア等関連産業の集積イメージ

出典: 「港湾脱炭素化推進計画」作成マニュアル2023年3月 国土交通省 港湾局 産業港湾課

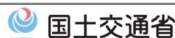
2. 港湾脱炭素化推進計画の実施に関し港湾管理者が必要と認める事項

(3) 港湾及び産業の競争力強化に資する脱炭素化に関連する取組について (2)

【港湾のターミナルの脱炭素化の取組を評価する「CNP認証(コンテナターミナル)」制度案について】

- 国土交通省はコンテナターミナルの脱炭素化の取組状況を4段階で評価する仕組みを導入する方針であり、客観的な指標を設けることで荷主から選ばれる競争力のある港湾を目指している。
- 令和5年度は試行期間とし、令和6年度以降の本格運用を行う方針が示されている。
- 仙台塩釜港においては、当認証制度の活用も視野に入れて、記載内容を検討する。

「CNP認証(コンテナターミナル)」制度案の概要



- サプライチェーンの脱炭素化に取り組む荷主等のニーズに対応して港湾施設の脱炭素化等に取り組むことが、荷主等から選ばれる、競争力のある港湾となるために重要となってきている。
- 港湾のターミナルにおける脱炭素化の取組状況を荷主、船社等が客観的に確認できるよう、コンテナターミナルの脱炭素化の取組に関する認証制度(CNP認証(コンテナターミナル))を創設し、もって、荷主、船社等から選ばれ、ESG投資を呼び込む、競争力のある港湾を目指す。
- 今般、CNP認証(コンテナターミナル)の制度案をとりまとめたところであり、令和5(2023)年度に試行し、制度の運用に向けて引き続き検討を行う。

制度案の骨格

認証等の流れ 認証制度の設置者(国土交通省港湾局)は認証機関(第三者機関)を認定。認証機関は、申請者(コンテナターミナル関係者)からの申請を審査し、認証等を行う。

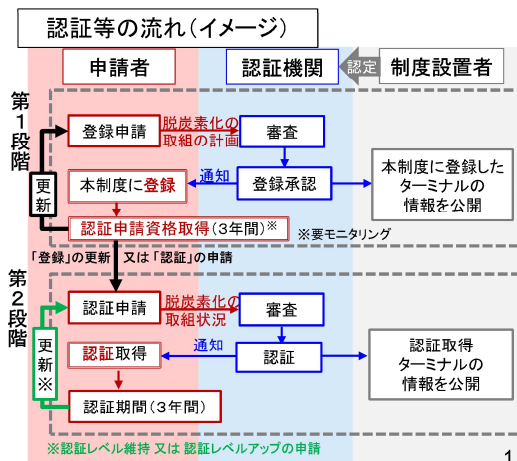
評価する取組 (1)ターミナル内・境界部の脱炭素化の取組(例:低炭素型荷役機械の導入等)と、(2)ターミナルを出入りする船舶・車両の脱炭素化を支える取組(例:船舶への低炭素燃料の供給機能の導入等)を総合的に評価する。

認証等の建付け 以下の2段階とする。

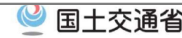
第1段階:「登録」…認証機関は、申請者による脱炭素化の取組の計画の実現可能性等を審査し、本制度への登録を承認。(⇒第2段階の申請資格を得る。)

第2段階:「認証」…認証機関は、申請者による脱炭素化の取組状況を審査し、その内容に応じたレベルの認証(Certified/Silver/Gold/Platinum)を行う。

(注)本認証制度は、国際展開、技術開発の動向等を踏まえて、見直しを検討する。



本制度で評価する脱炭素化の取組例



(1)-1 ターミナル内の脱炭素化の取組(例)



(2) ターミナルを出入りする船舶の脱炭素化を支える取組(例)



出典: 港湾のターミナルの脱炭素化の取組を評価する「CNP認証(コンテナターミナル)」制度案 令和5年3月30日 国土交通省 港湾局 産業港湾課

2. 港湾脱炭素化推進計画の実施に関し港湾管理者が必要と認める事項

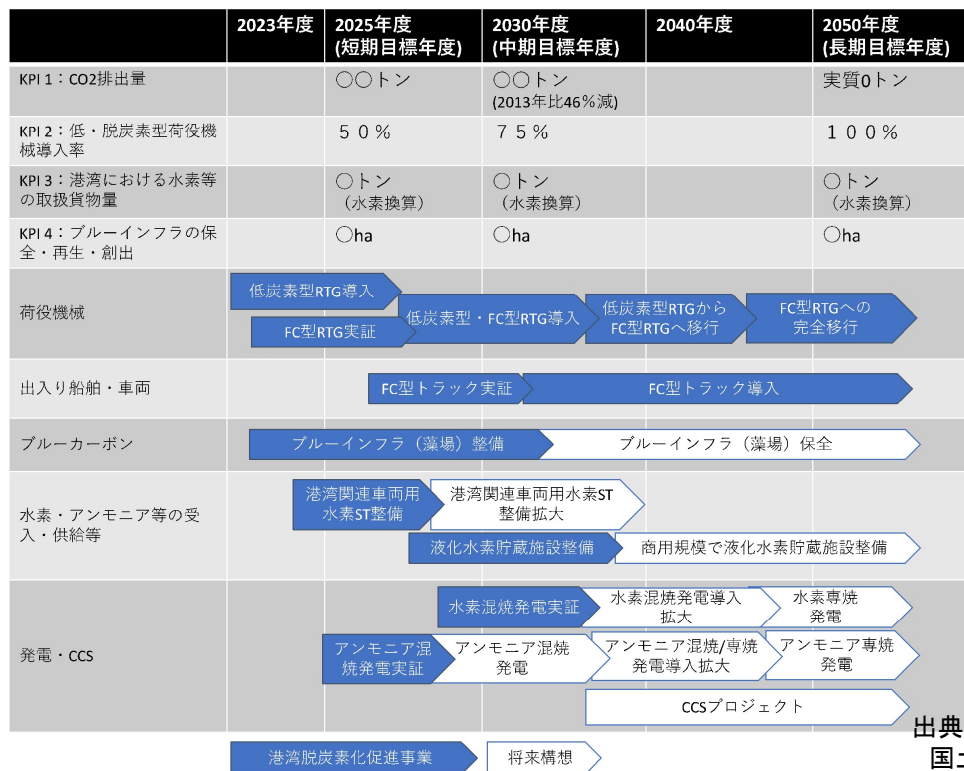
(4) 水素・アンモニア等のサプライチェーンの強靱化に関する計画について

- 水素・アンモニア等のサプライチェーンを維持する観点から、水素・アンモニア等の供給に必要な施設（岸壁、物揚場、棧橋及びこれに付随する護岸並びに当該施設に至る水域施設沿いの護岸、岸壁、物揚場）について、耐震対策や護岸等の嵩上げ、適切な老朽化対策について記載するもの。

(5) ロードマップについて

- 仙台塩釜港における全体的な取組内容や取組スケジュールを明らかにするため、港湾脱炭素化推計計画の達成に向けてのロードマップを作成する。
- なおロードマップには「温室効果ガス削減・吸収に関する事業」「港湾・臨海部の脱炭素化に貢献する事業」の他、将来の構想についても反映することを想定している。

表 11 ●●港湾脱炭素化推進計画の目標達成に向けたロードマップ



出典:「港湾脱炭素化推進計画」作成マニュアル2023年3月
国土交通省 港湾局 産業港湾課

3. 港湾脱炭素化推進計画（素案）について

- これまで協議会で審議いただいた内容を基に作成する「**仙台塩釜港港湾脱炭素化推進計画（素案）**」について審議頂く。
- 当計画は「**港湾脱炭素化推進計画**」作成マニュアル（参考資料3：**港湾脱炭素化推進計画イメージ**）を参考に作成を行う。

(港湾脱炭素化推進計画イメージ)

参考資料3

2023年3月

●●港湾脱炭素化推進計画

令和●年●月

●●県（●●港湾管理者）

目次

1. 官民の連携による脱炭素化の促進に資する港湾の効果的な利用の推進に関する基本的な方針	
1-1. 港湾の概要.....	
1-2. 港湾脱炭素化推進計画の対象範囲.....	
1-3. 官民の連携による脱炭素化の促進に資する港湾の効果的な利用の推進に係る取組方針.....	
2. 港湾脱炭素化推進計画の目標.....	
2-1. 港湾脱炭素化推進計画の目標.....	
2-2. 温室効果ガスの排出量の推計.....	
2-3. 温室効果ガスの吸収量の推計.....	
2-4. 温室効果ガスの排出量の削減目標の検討.....	
2-5. 水素・アンモニア等の需要推計及び供給目標の検討.....	
3. 港湾脱炭素化促進事業及びその実施主体.....	
3-1. 温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化に関する事業.....	
3-2. 港湾・臨海部の脱炭素化に貢献する事業.....	
3-3. 港湾法第50条の2第3項に掲げる事項.....	
4. 計画の達成状況の評価に関する事項.....	
4-1. 計画の達成状況の評価等の実施体制.....	
4-2. 計画の達成状況の評価の手法.....	
5. 計画期間.....	
6. 港湾脱炭素化推進計画の実施に関し港湾管理者が必要と認める事項.....	
6-1. 港湾における脱炭素化の促進に資する将来の構想.....	
6-2. 脱炭素化推進地区制度の活用等を見据えた土地利用の方向性.....	
6-3. 港湾及び産業の競争力強化に資する脱炭素化に関連する取組.....	
6-4. 水素・アンモニア等のサプライチェーンの強靱化に関する計画.....	
6-5. ロードマップ.....	
<参考資料>水素・アンモニア等の供給等のために必要な施設の規模・配置.....	

出典:「**港湾脱炭素化推進計画**」作成マニュアル2023年3月
参考資料3:**港湾脱炭素化推進計画イメージ**
国土交通省 港湾局 産業港湾課